

三原市バスケットボール協会一般の部に関する要綱

(趣旨)

第1条 三原市バスケットボール協会(以下「協会」という。)は、三原市におけるバスケットボールの普及、クラブ並びに選手の競技力向上及び交流のため、一般の部を組織し、この要綱を定める。

(事業年度)

第2条 一般の部の事業年度(以下「年度」という。)は、暦年の4月1日に始まり、翌暦年3月31日をもって終わる。

(クラブの登録)

第3条 一般の部は、次に掲げる条件を満たすクラブによって構成される。

(1) 主に三原市内に住所を有する者によって編成されること。

(2) 主に三原市内に勤務する者によって編成されること。

2 クラブは、各年度当初にクラブ登録を行わなければならない。

(クラブの特別登録)

第4条 前条に掲げるクラブのほか、次の条件を満たすチームは、クラブ事務局(以下「事務局」という。)が必要と認める場合に限り、年度当初に特別登録をすることができる。

(1) 主に三原市広域市町村圏に住所を有する者によって編成されること。

(2) 主に三原市広域市町村圏周辺市町村に住所を有する者によって編成されること。

(クラブの中途登録)

第5条 前2条の規定に関わらず、事務局が必要と認めた場合は、年度中途においてもクラブの登録を認めることができる。

(クラブの義務)

第6条 クラブは、協会主催及び主管の試合において、事務局の求めに応じて、次に掲げる試合運営に協力しなければならない。

(1) 試合の準備及びかたづけ

(2) 試合の審判及びテーブルオフィシャル

(3) その他試合進行に関すること。

2 クラブは次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 濃淡両方のユニフォームを用意すること。

(2) 審判用に認定されているシャツを用意すること。

(3) その他

(選手登録)

第7条 クラブは、年度当初に選手登録を行わなければならない。

2 クラブによって登録された選手(以下「登録選手」という。)は、登録された年度内は、他のクラブに移籍登録することはできない。

3 選手は、同一年度内に複数のクラブで選手登録することはできない。

4 選手登録の追加は、協会主催又は主管の大会初日の1週間前までに行わなければならない。

5 登録選手は、第5条に掲げるクラブの中途登録の際に、移籍を希望し、かつ、現登録クラブが移籍を認めた場合は、登録変更をすることができる。

6 年度当初に事務局が必要と認めた者以外の学連及び実業団登録の者並びに高等学校以下の児童及び生徒の選手登録は認めない。

(クラブの義務違反)

第8条 事務局は、クラブが前2条の規定に違反した場合には、必要に応じて次に掲げる処分をしなければならない。

- (1) 運営に協力しなかった場合 口頭注意又は試合出場停止
 - (2) 選手登録違反をした場合 試合出場停止
- 2 前項の規定に関わらず、協会又必要と認めた場合又は総会で必要と認められた場合には、処分を軽減することができる。

(会計)

第9条 一般の部を運営するための会計(以下「クラブ特別会計」という。)は、次に掲げる歳入によって運営する。

- (1) 登録会費
 - (2) 試合参加費
 - (3) その他の事業を行う際に必要に応じて徴収する費用
- 2 事務局は、クラブ特別会計の歳入歳出を、年度の終わりに登録クラブに報告しなければならない。
- 3 年度の終わりにクラブ特別会計に余剰金があるときは、翌年度に繰り越す。ただし、事務局が必要があると認めるときは、余剰金を協会の一般会計に繰り出すことができる。

(会費)

第10条 登録又は特別登録をするクラブは、年度の始めに別に定める会費を納入しなければならない。ただし、事務局は、クラブ特別会計に余剰金がある場合は納入を免除することができる。

(試合参加費)

第11条 登録又は特別登録をするクラブは、協会主催又は主管の試合に参加する場合には別に定める参加費を納入しなければならない。

(役員)

第12条 一般の部は次に掲げる役員を置かなければならない。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局員
- (5) その他必要な役員

(事務局)

第13条 一般の部は、日常の業務を処理するために事務局を設け、役員を置かなければならない。ただし、事務局が設置され運営が可能となるまでの当分の間は協会事務局がその業務を代行することができる。

(総会)

第14条 定例総会は、各事業年度末に、部会長がこれを召集する。
2 臨時総会は、部会長が必要と認めたとき、召集することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、1997年4月1日から適用する。
- 2 第6条第2項第1号、第12条、第13条については、1998年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、1999年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、2005年1月1日から適用する。